

平成 29 年 第 8 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 20 日 (木) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (36 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員
10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員
13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員
16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員
19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員
22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員
26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員
29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員	31 番 岩永廣康 委員
32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員
35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員
4. 欠席委員 (1 人)
25 番 田口千津子 委員
5. 辞令交付式
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 (1) 白石町農業委員会会長の互選について
 - (2) 白石町農業委員会会長職務代理者の互選について
 - (3) 議席の決定について

業務連絡事項

 - (1) 農業委員会事務局職員の紹介
 - (2) 配布物の確認
 - (3) 農業委員報酬等支払明細
 - (4) 農業委員報酬等の払込先について
 - (5) 委員の会費徴収に関する事項 (内規)
 - (6) 農業委員及び事務局職員の慶弔に関する事項 (内規)
 - (7) 農業委員会の基礎知識
 - (8) 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所
 - (9) 欠席、遅刻の連絡について
 - (10) 総会時の服装について
 - (11) 農業委員活動記録簿について
 - (12) 個人情報保護について
 - (13) その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	永石智子	川崎正己	石隈あつみ	小川大輔	

8. その他出席者

白石町長	田島健一	総務課長	松尾裕哉
------	------	------	------

9. 会議の概要

(辞令交付式)

総務課長 皆さん、おはようございます。総務課長の松尾と申します。辞令交付式の進行をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、白石町農業委員会委員の辞令交付式を行います。本来辞令につきましてはお一人おひとりに交付すべきところですが、時間の都合上、代表で〇〇様に交付をさせていただきます。なお、他の皆様につきましては、後もちまして農業委員会の事務局のほうからお渡しをさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

(〇〇様へ辞令交付)

総務課長 それではここで、田島町長がごあいさつを申し上げます。

町長 皆さん、おはようございます。本日は公私とも大変お忙しいなかにご出席を賜りまして誠にありがとうございます。まずもって、今月上旬、九州北部豪雨によりまして朝倉市や日田市、他の市町村におきましても激甚な災害が発生をいたしました。亡くなられた方、また行方不明の方、40人を超えるような状況になってございます。亡くなられた方にお悔やみを申し上げますとともに、いまだ行方不明の方に一日も早い救助を望みたいところがございます。また被災されました皆さん方にもお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興がとられますように望むところでございます。

ところで、白石町におきましては、今年は田植え前から空梅雨ではないかと、6月6日に梅雨入りをしたわけですが、6月19日まで田植えが始まる場所ですかね、6月19日までにはわずか29ミリしか降らなかったということで危ぶまれたわけですが、その後は少量の雨ではございましたけれども6月いっぱいとしては140ミリぐらいの雨が降って事なきを得たかなあというふうに思います。しかしながら、嘉瀬川ダムから6月1日から6月20日までには185万トンの水を頂けるようにはなってございます。しかしながら今年は雨が少なかったということでこの準備用水につきましては30万トンを超えるような水を嘉瀬川から頂いたところでございます。これについては本来ならそんなに取れないわけですが、国土交通省、農水省、また他の地区からのご支援ご理解をいただいてこちらのほうに持ってこれたかなあというふうに思うところでございます。感謝をしているところでございます。しかし、一転して7月になりまして、今までにないような大雨になったところでございまして、白石においては佐賀県で一番多く降水量があったということで、NHKはじめ報道でも全国的に知れ渡ったところでございまして、私のところにも北海道や東京あたりからも「大丈夫か」と。やはり朝倉北あたりを見ておられますと、白石にもそういう被害が出た

んじゃないかということで、電話等々もいただいたところでございます。しかしながら幸いにも人的な災害は無かったものの、床上浸水 1 戸を含む家屋、住宅地への浸水が 160 戸、160 棟を超えるものでございました。農業関係ではアスパラや小ネギ等でハウスの浸水被害があつてございまして、今後の影響が心配されるところでございます。近年はこの雨の降り方というのが変化しておりまして、本町におきまして今回のこの豪雨、雨が過大といえますか、検証をして次に備えていかなければならないというふうに思っておりますので、皆さん方のご理解もいただきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

本日は、任期満了による改選後初の総会ということで、法の規定によりまして町長名で招集をし、辞令の交付をさせていただいたところでございます。新しく委員になられました 20 名の方を含め 37 名の委員の皆さんには、地域の農業者、また住民の代表として 3 年の任期ではございますが白石町農業の活性化に向けた活動にご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。さて、今回の改選につきましては、平成 28 年の農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、従来の選挙とは違い、議会の同意を得て町長が任命するかたちとなりました。しかし選任の方法は変わりましたが、皆様方は地域の方々より推薦を受けられ、地域の代表として業務にあたっていただくことになるわけでございます。これまでの農業委員の仕事というのは農地の問題だけに留まらず、それにまつわる様々な相談にも対応していただいていたかというふうに思います。地域の農業事情に精通された、また幅広い視野を持った皆様方には担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったことなどを推進していくという大きな業務でございます。早くから言われております農業者の高齢化や担い手不足などの問題は、本町でも重要な問題でございます。農業農村のかたちが時代とともに変わってまいりましても白石町の基本理念である人と大地がうるおい輝く豊穡のまちを未来へ引き継ぐことは我々の役目であるというふうに思います。

最後になりますが、どうか皆さん方の力を大いに発揮していただき、白石町農業がますます発展していきますよう、皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。辞令交付、また総会に当たってのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務課長 それではこれで辞令交付式を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 おはようございます。農業委員会事務局の事務局長をしております西山と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまより、平成 29 年 7 月 20 日付けで農業委員会の委員に就任された委員によりまして、白石町農業委員会の総会を開催させていただきます。先ほど辞令交

付の時点で町長にごあいさつをいただきましたので、早速総会のほうに移らせていただきたいと思います。今席のほうに、受付で交付しました仮議席の番号を書いた名簿をお渡ししております。委員の皆さんの名前と確認をお願いいたします。それでは本日の議事に入ります前に、議長の選出を行っていくわけでございますけども、農業委員会等に関する法律第 10 条の規定によりまして従来の農業委員の方は全員 7 月 19 日をもって任期満了となっております。変わりました、本日 7 月 20 日より皆様が新しい白石町の農業委員として就任をされたわけでございます。法第 5 条第 2 項の定めるところによりまして、委員会の会長の互選を要することになっております。この場合の互選のやり方といたしましては、地方自治法第 107 条の定めがありまして、本日出席委員の中から最年長の方を臨時議長として選任をし、農業委員会の会長の互選を行っていただくこととなります。事務局のほうで年齢を調べさせていただきまして、該当される年長者の方は〇〇委員さんでありますので、本日の臨時議長を務めていただくこととなります。では、早速ではございますが、〇〇委員さんに議長席にご登壇をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇臨時議長 登壇)

事務局長 本日、田口千津子委員より欠席の届けがあっております。出席委員は、37 名中 36 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事についてよろしく願いいたします。

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいま紹介いただきました〇〇でございます。会長の互選が終わりますまで臨時議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、会議録署名委員の指名をします。

お諮りします。会議規則第 18 条第 2 項の規定により、会議録署名委員として、川崎薫委員と井上保博委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議ないものと認めます。よって本日の会議録署名委員に川崎薫委員と井上保博委員を指名いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付しているとおりです。

＝ 日程第 1 ＝

臨時議長 それでは、日程第 1. 「農業委員会会長の互選について」を議題として、事務局に説明を求めます。よろしく願いします。

事務局長 説明をいたします。

会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項に規定がありまして、「会長は委員が互選した者を以て充てる」とされております。なお、会長の職務について申し上げますと、会長はまず合議体である農業委員会の事務を総括整理し、外部に対して農業委員会を代表する責任を負う者でございます。さらに農業委員会の会議の議長は、会長が務めることとなっております。また、職員に対する指揮命令権、会議の招集権、議事についての可否同数の場合における採決権など法令の定めによって付与されております。

そこで、この互選という意味でございますけれども、今日出席された委員の誰もが被選挙人となり得て、相互の選挙をするということになります。

互選のやり方といたしましては「投票によるもの」と、地方自治法第 118 条の規定による「指名推選」の 2 つの方法がございます。ただし、指名推選の場合には、委員全員の同意が必要となっております。従いまして、この全委員の同意がない互選は、投票によることとなります。

以上で説明を終わります。

臨時議長 ただいま、事務局より互選の方法について説明がありましたが、何かご質問ありませんか。

仮 4 番 仮議席 4 番、〇〇です。

私も 3 年間お世話になりました、前回の会長さんと副会長さん非常に素晴らしい方々だったので、私の意見としては良ければ引き続きお願いしたいなと思っておりますけど他の皆さんどうでしょうか。

事務局長 今〇〇委員のほうから発言がありましたけれども、現在皆様にお諮りしている部分につきましては指名推選をするか投票にするか方法を決めていただくということになりますので、今の〇〇委員さんの発言によりますと指名推選ということになります、それでお諮りをしたいと思います。

臨時議長 〇〇委員より指名推選の発言がありましたが、他にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

臨時議長 ないようですので、それでは指名推選に賛成の方の挙手を求めたいと思います。互選の方法について、指名推選に賛成の方は挙手をお願いします。挙手については、事務局で確認できるまで挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

臨時議長 どうもありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、互選の方法については指名推選によるものといたします。

ここで10分間、暫時休憩いたします。

事務局長 公務のため、町長がここで退席をさせていただきます。

町長 よろしく願いいたします。

(田島健一町長 退席)

臨時議長 9時半に再開します。

午前9時18分 休憩

午前9時30分 再開

臨時議長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

先刻、事務局から説明がありましたとおり、指名推選については、全員の同意が必要でありますので、指名推選の指名について、どなたかご発言をお願いします。

仮17番 仮17番の〇〇です。

仮28番の〇〇委員を推選します。

臨時議長 ただいま〇〇委員から、〇〇委員を会長として指名推選する旨の発言がありましたが、他にご発言ございませんか。

(発言する者なし)

臨時議長 それでは、他にご意見もないようでございますので、〇〇委員よりご発言がありました、〇〇委員を会長として指名推選することに対して賛成の方の挙手を求めます。事務局で確認ができますまで挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長 ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、〇〇委員が農業委員会の会長として指名推選されることに決定されました。

それでは、ただいま〇〇委員が会長に当選されましたので、白石町農業委員会選挙事務取扱規定第7条の規定により告知をいたします。

これもちまして、日程第1、農業委員会会長の互選については終了します。ご協力ありがとうございました。

事務局長 それでは、〇〇委員さんが会長に決定されたわけでございますので、登壇をお願いいたします。

(〇〇臨時議長 降壇)

(〇〇新会長 登壇)

事務局長 それでは、会長の互選が終了しました。〇〇委員が会長に決定されたわけでございます。引き続き、議事日程 2 に入ります。その前に〇〇会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

会長 それではこの場からではございますが、一言ご挨拶を述べさせていただきます。ただいま農業委員会会長として不肖私に皆様方からのご推選をいただき誠にありがとうございます。改めて責任の重大さを痛感しているところでございます。微力ではございますが、皆様方のご協力をいただきまして誠心誠意取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

さて、全国の農業は高齢化や担い手不足が急速に進行し、遊休農地化が進んでおります。そのためには農業委員は農地の利用調整はもとより、遊休農地の解消や担い手視点の農業というような取り組みが求められているところでございます。本町においても農業経営の高齢化、担い手農業後継者の確保など農業上の諸問題についても例外ではありません。そうしたなかにおきまして、白石平野の農地・農業をいかにして守り発展させていくか私たち農業委員の使命だと考えておるところであります。どうか皆様方、地域農業者の代表として我々農業委員一同、志を同じくして緑あふれる白石町の農業振興のために頑張っていただきたいと思います。皆様方のご協力を重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますけれども会長のあいさつに代えさせていただきます。

事務局長 それでは引き続き、議事を進めていきたいと思っております。

議事につきましては、会長の職務の中でも申しましたとおり、農業委員会会議規則第 4 条の 2 の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

＝ 日程第 2 ＝

議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり、今後の議事については、私が進めさせていただきます。

早速ですが、日程第 2. 「農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とし、事務局に説明を求めます。

事務局長 会長の職務代理者の互選につきましても、会長の互選と同じように農業委員会等に関する法律第5条第5項によりまして、「会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、会長職務代理者についても会長互選と同じように「投票」によるか、「指名推選」のいずれかによるかお諮りします。どのような方法で実施いたしましょうか。

仮15番 仮15番の〇〇です。
会長同様に職務代理者も指名推選というかたちでどうでしょうか。

議長 他にございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようでございます。ただいま〇〇委員より指名推選との発言がありました。それでは、指名推選に賛成の方の挙手を求めたいと思います。互選の方法について、指名推選に賛成の方の挙手をお願いします。事務局で確認ができるまで挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認めます。よって、互選の方法については指名推選によるものいたします。ここで5分間、暫時休憩いたします。

事務局長 それでは先ほどの会長の推選と同じように5分間の休憩をいたしますので、話し合いをお願いいたします。

午前9時36分 休憩

午前9時40分 再開

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先刻、事務局から説明がありましており、指名推選については、全員の同意が必要でありますので、指名推選の指名について、どなたかご発言をお願いします。

仮15番 仮15番の〇〇です。
今まで農業委員としての長い経験を持ち、補佐役として適任な方である〇〇さ

んをお願いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

議長 ただいま、〇〇委員から〇〇委員を会長職務代理者として指名推選する旨の発言がありました。他にご発言ございませんか。

(発言する者なし)

議長 他にご意見ないようですので、〇〇委員よりご発言がありました、〇〇委員を会長職務代理者として指名推選することに賛成の方の挙手を求めます。事務局で確認ができるまで挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、〇〇委員が農業委員会の会長職務代理者として指名推選されることに決定されました。

それではただいま、〇〇委員が会長職務代理者に決定されましたので、白石町農業委員会選挙事務取扱規定第7条の規定により告知をいたします。

それでは、〇〇委員にごあいさつをお願いします。その場で結構です。

仮18番 ただいま推選をいただきました、牛屋東分日登の〇〇でございます。会長職務代理者として会長を補佐し、3年間農業委員会がスムーズにいきますように尽力したいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

議長 これをもちまして、日程第2、農業委員会会長職務代理者の互選については終了いたします。ご協力ありがとうございました。

＝ 日程第3 ＝

議長 次に、日程第3.「議席の決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議席の決定につきましては、白石町農業委員会会議規則第5条第1項の規定によりまして、抽選で決定することになっております。現在までの決定の仕方については、抽選により決定しているところであります。なお、当委員会では慣例的に議長と職務代理者は職務遂行上におきまして、議長席に近い方が都合が良いということで、通常は議長がここに座りますので、1番の席は職務代理者の副会長が座られます。よって、1番の番号を会長職務代理者、それから37番を会長の番号ということで、その2つを除く席について抽選を行っていききたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 　ただいま説明がありましたとおり、議長の席を最終番号の 37 番、職務代理者の席を 1 番とし、他の委員の席については抽選により議席を決めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うことに決定をいたします。それでは、仮議席の席順により抽選棒を引いていただき、事務局に抽選の結果を報告させます。

その間、暫時休憩いたします。　（仮議席順に抽選）※省略

午前 9 時 46 分　　休憩

午前 9 時 53 分　　再開

議長 　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。事務局より抽選の結果を報告させます。

事務局長 　それでは抽選の結果を報告いたします。仮議席 1 番の方から読み上げます。

（議席番号及び氏名、順次読み上げ）

事務局長 　以上で議席の報告を終わらせていただきます。

議長 　ただいま事務局より抽選の結果を報告されましたので、新しい議席に移動していただきますようお願いします。議席については、報告どおり決定いたします。

事務局長 　それでは新しい議席のほうにご移動ください。

（議席の移動）

事務局長 　新しい議席番号の入った名簿につきましては、この会議の後でお配りをいたしたいと思います。

議長 　以上で、本日提案されました議事日程の全議案が終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会時刻　　午前 10 時 00 分

※集合写真撮影

※閉会后事務連絡あり

- ①農業委員会事務局職員の紹介
- ②配布物の確認
- ③農業委員報酬等支払い明細
- ④農業委員報酬等の払込先について
- ⑤委員の会費徴収に関する事項（内規）
- ⑥農業委員及び事務局職員の慶弔に関する事項（内規）
- ⑦農業委員会の基礎知識
- ⑧事務連絡等
 - ・次回農業委員会総会開催のお知らせ
 - ・欠席、遅刻の連絡について
 - ・総会時の服装について
 - ・農業委員活動記録簿について
 - ・個人情報保護について
 - ・その他（担当地区割り、各委員の選出）

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員